

I．第4次推進計画の策定にあたって

I. 第4次推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化社会の進展や社会経済状況の変化、また新型コロナウイルス感染症による自粛期間を経て、子どもを取り巻く環境は時代の急速な変動とともに変容し、子どもたちに深刻な影響を及ぼしています。

児童虐待やいじめの件数も年々増加していることに加え、社会情勢により生じてきた様々な困難や新しい課題に対応できず、子どもに関わる問題が複雑かつ深刻化し、家庭や学校などの子どもを取り巻く状況に対し、子どもの権利施策の推進がより必要になっています。

国においては令和3年に「こども家庭庁設置法」等が成立し、令和5年に「こども家庭庁」が発足、また同時に「こども基本法」の施行及び「こども大綱」が策定され「全てのこどもが尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いがされないこと」とされました。

本市では、子どもの権利条約の「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の理念に基づき、平成15年に「多治見市子どもの権利条例」が制定されました。平成16年には子どもに関する施策を総合的に行うため「多治見市子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」という）」を策定し、第3次推進計画の期間内である令和2年には、子どもの命を守ることに重点を置いた内容を前文に追加し改正を行うなど、時代の変化に対応した見直しも行いました。

引き続き、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図り、積極的に「子どもにやさしいまち」を目指していきます。

2. 第4次推進計画の位置づけ

この計画は、多治見市子どもの権利条例第19条第1項に基づき策定するものであり、子ども自身を支援する視点に立ち、子育て支援と連携を図る計画です。

他の計画との関係では、第8次多治見市総合計画を上位計画とするとともに、平成27年に制定された「多治見市いじめ防止基本方針」のほか、「たじみ子ども未来プラン」、「多治見市教育基本計画」、「親育ち4・3・6・3 たじみプラン」など子どもに関わる他分野の計画との連携、整合性を図っています。なお、これら他分野の計画においても、子どもの権利の視点を反映していくことが求められます。

3. 計画の対象

この計画は、子どもの権利に基づく子どもと、市、親など保護者、子ども施設関係者、市民を対象としています。

【参考】 多治見市子どもの権利に関する条例における定義

子ども 18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。（第2条第1項）

子ども施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。（第2条第2項）

子ども施設関係者 子ども施設の設置者、管理者、職員（第3条第3項）

4. 計画期間と事務事業の評価・検証

令和5年4月に成立した「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えたこども施策を総合的に推進することにより、「こどもまんなか社会」を実現することを目的としています。こういった国の動きを受け、多治見市においても子どもに関する計画を一体化し総合的に推進していくこととしました。本推進計画から「たじみ子ども未来プラン」にのみに事務事業を掲載し、進捗管理等も行うこととし、計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年に統一しました。子どもの権利委員会は子どもの権利に関する推進計画に基づき、事務事業の把握や評価を行います。

なお、子どもをめぐる社会環境の変化を考慮し、中間年にあたる令和11年度に見直しを行います。また、今後総合計画において、この計画に関わる大幅な変更がある場合は、たじみ子ども未来プランと同時に見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
子どもの権利に関する推進計画(10年間)		前期計画					後期計画				
たじみ子ども未来プラン(10年間)		R7～R11					R12～R16				

5. 推進体制

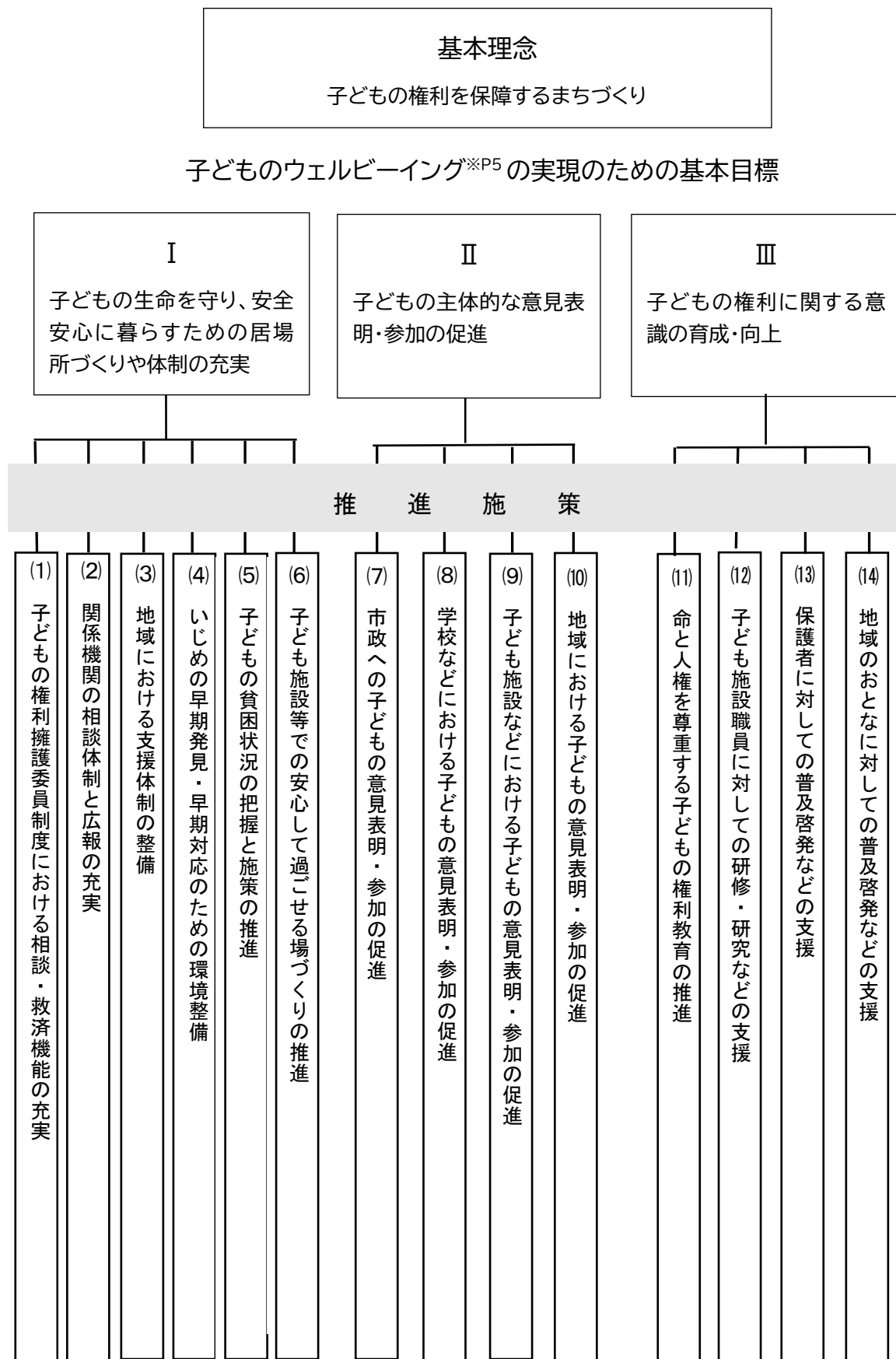
(1) 庁内推進体制の充実

子どもに関する施策の組織横断的な推進体制を充実します。また、子育て支援の施策においても、子どもの権利の視点で行うことができるよう調整していきます。

(2) 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

計画を効果的に推進し、実効性のあるものにするために、子どもの成長に関わる市民や市民グループとの連携や協働、児童相談所（子ども相談センター）をはじめとする市以外の子どもの関わる機関や、一般事業所などとの連携をさらに進めます。

第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画体系図



1. 基本理念

子どもの権利に関する条例の前文に書かれている多治見の子どもたちの思いが込められた、子どもの権利を保障する5つのまちづくりを引き続き基本理念とします。

☆子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち

☆子どもが安心して自分らしく生きることができるまち

☆お互いを尊重し、共に支え合うまち

☆子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち

☆平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち

2. 基本目標

第3次推進計画まで目標として掲げてきた「自己肯定感の向上」を見直し、個々が良好な状態であることを意味する「ウェルビーイング」を採用し、次の3つを基本目標として取り組みます。

※ウェルビーイングとは

身体的・精神的・社会的の3つの側面において良好な、満たされている状態にあることです。「幸福」と訳すこともできますが、本推進計画では

「子どもが心身ともに健やかな状態であること」という意味とします。

基本目標Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための居場所づくりや体制の充実

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。

また、どのような状況でも、すべての子どもの命を守るよう努めなければなりません。

虐待や体罰、いじめなどの子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。また、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作りあうことができる居場所づくりを推進します。権利が侵害されていることが分からなかったり、相談や救済を求める方法が分からなかったりする子どもが、安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう広報・普及を推進します。また、子どもの貧困の状況を把握し、必要な施策を推進します。

基本目標Ⅱ 子どもの主体的な意見表明・参加の促進

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう一層努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

基本目標Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どももおとなも誰もが、かけがえのない社会の一員として命の大切さや人権を尊重する考え方を広めていきます。学校における子どもの権利に関する学習資料や指導方法を工夫・改善し、1人の人間としての権利を有することや他人の権利を尊重することなど、子どもの人権学習を支援します。人権意識を育む機会を設けることで、子どもが自分自身を見つめ、強みや可能性を自律的に叶えられる環境づくりをします。また、子どもが1人の人間として最大限に尊重されるような啓発や、保護者が自分自身のことも大切にできるようなメッセージの発信など、おとなに向けた広報も行います。

II. 推進施策

Ⅱ. 推進施策

基本目標Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための居場所づくりや体制の充実

推進施策１ 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実

安心かつ信頼して相談できるように、子どもの権利擁護委員制度や子どもの権利相談室相談事業の充実を図ります。また、子どもの権利擁護委員制度や子どもの権利相談室についての社会的認識を高めるよう広報・啓発していきます。

推進施策２ 関連機関の相談体制と広報の充実

虐待や体罰、いじめなど子どもの命に関する事案の早期発見・早期対応や子どもの権利侵害防止に向けて、子どもが安心して相談できる体制や環境の整備を進めます。

推進施策３ 地域における支援体制の整備

年齢とともに変化していく子どもに関する問題に対して、地域における切れ目のない支援を提供することにより、子どもの命を守り、保護者や子どもの支援ができるように、各関係機関の連携を図ります。

推進施策４ いじめの早期発見・早期対応のための環境整備

いじめの早期発見・早期対応のため、子どもに対する調査や対応マニュアルの見直しを定期的実施します。また、いじめ防止基本方針が機能しているか点検し、必要に応じて見直します。

推進施策５ 子どもの貧困状況の把握と施策の推進

ヤングケアラーについてなど、子どもの貧困の状況を把握するための調査を実施し、多治見市の状況に合わせた施策を推進します。

推進施策６ 子ども施設等での安心して過ごせる場づくりの推進

学校だけではなく、子ども施設や地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所になるよう、子どもの居場所づくりをさらに進めます。

基本目標Ⅱ 子どもの主体的な意見表明・参加の促進

推進施策７ 市政への子どもの意見表明・参加の促進

たじみ子ども会議をまちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として活性化します。また、市の総合計画を策定したり、施設を建設したりする際は、子どもの意見表明・参加の場を広く設け、子どもたちの意見を聞く機会を設けます。

推進施策８ 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進

学校などにおける子どもの意見表明・参加をさらに促進します。また、意見表明・参加が進むよう教職員や、学校を支援します。

推進施策９ 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

子ども施設の運営や事業などへ、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、情報や場の提供など環境整備に努めます。

推進施策 10 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域において、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、青少年まちづくり市民会議やボランティア活動などを支援します。

基本目標Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

推進施策 11 命と人権を尊重する子どもの権利教育の推進

子ども、おとなにかかわらず誰もが命の大切さを学び、人権を尊重できるような学習の機会を提供します。学校などにおいては、子どもの権利学習を進めるとともに、子どもや職員への障害や多様な性のあり方に関する情報を提供します。

推進施策 12 子ども施設職員に対しての研修・研究などの支援

学校などにおいて、子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義についての理解をさらに深め、学校等の子ども施設が子どもにとって安心して過ごせる場所となるよう、子ども施設職員、行政職員などへの研修機会や情報を提供し、教職員への子どもの権利授業に関わる支援を推進します。また、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応のために、子どもの SOS を適切に受け止め、関係機関と連携が取れるように、子ども施設職員への研修を継続します。

推進施策 13 保護者に対しての普及啓発などの支援

学校や園を通じた情報提供に加え、子育て支援事業や、母子保健事業などを通じて、子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義についての理解をさらに深めます。家庭が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、保護者を対象に子どもの権利についての学習機会や情報を提供し、普及啓発を進めます。また、乳幼児の権利を尊重し、子どもとともに安心して学びあい、育ちあい、地域とつながることができるよう、乳幼児の保護者の支援を充実させます。

推進施策 14 地域のおとなに対しての普及啓発などの支援

地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、地域のおとなに向けた子どもの権利についての学習機会や情報などを提供し、虐待や体罰、いじめなどが起きないための支援を充実します。また、地域のおとなが子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義について理解を深められるよう、子どもの権利に関する自主的な学習を支援します。

Ⅲ. 第 3 次推進計画の評価・検証

多治見市では、第1次推進計画から、取組状況を、毎年「多治見市子どもの権利委員会」において評価・検証を受けています。第4次推進計画の策定に向け、第3次推進計画の検証をするとともに令和5年8月に、「子どもの権利に関するアンケート調査」を実施し、子どもの自己肯定感や意見表明・参加の機会、条例の認知度などについて調査をしました。子どもの権利委員会において議論された第3次推進計画の評価、第4次推進計画への課題等の概要は次のとおりです。

基本目標Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実

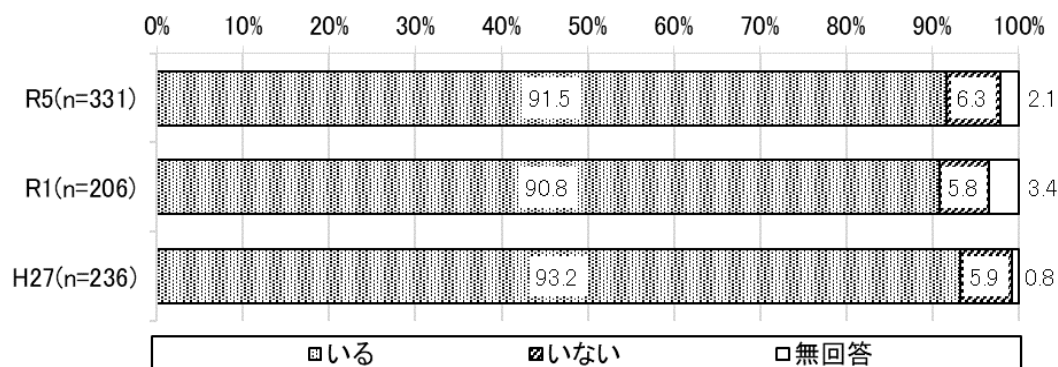
【推進施策1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済措置の充実】

近年子どもを取り巻く課題は複雑化しており、潜在的な悩みや不安は多くあると考えられます。擁護委員や相談員の専門性は維持しつつ、相談方法や広報の拡充により子どもの権利相談室がより多くのみなさんに気軽に利用してもらえることが求められます。

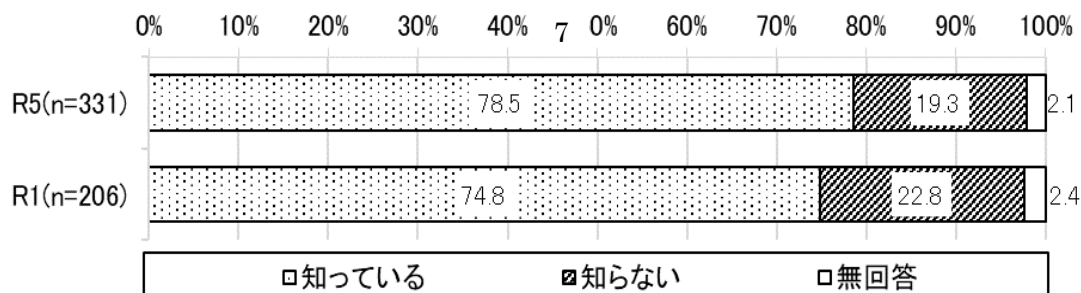
【推進施策2 関係機関の相談体制と広報の充実】

令和5年度に実施したアンケート調査では「困ったことや悩みがあるとき、相談したり、話を聞いてもらう人がいるか」という設問に対し、子どもで「いる」と回答した人の割合は91.5%と、令和元年度に行ったアンケート結果と比較してほぼ横ばいの結果となりました。子どもの悩みについての相談窓口があることを78.5%の子どもが「知っている」と回答しており、実際に相談窓口を利用した人が1.5%という結果になりました。また、「子どもの権利相談室」の子どもの認知度は18.7%で、前回調査時よりも高くなっていました。しかしいまだに7割以上の人たちが知らないという状況のため、今後も相談できる場所を必要とする子どもや保護者に、相談窓口に関する情報を届けることが求められます。

子ども：困ったことや悩みがあるとき、相談したり、話をきいてもらう人がいるか



子ども：子どもの悩みについての相談窓口があることを知っているか



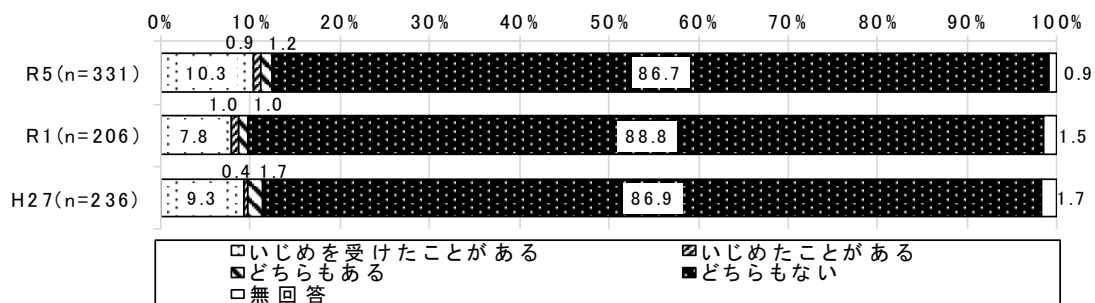
【推進施策3 地域における支援体制の整備】

成長過程の子ども一人ひとりが、自分らしく安心して過ごすことができる地域の居場所の必要性が、コロナ禍を経て高まっています。生活する場が変わっても各機関の連携した支援体制を構築することで、子どもはより安心してその地域で育つことができます。地域には民生児童委員、幼稚園・保育所、児童館・児童センターなど、多くの支援者や窓口があります。これらの関係機関が相互に連携し、地域全体で子どもの生活や成長を権利として保障するために、子どもの状態に即した切れ目のない支援体制の整備が望まれます。

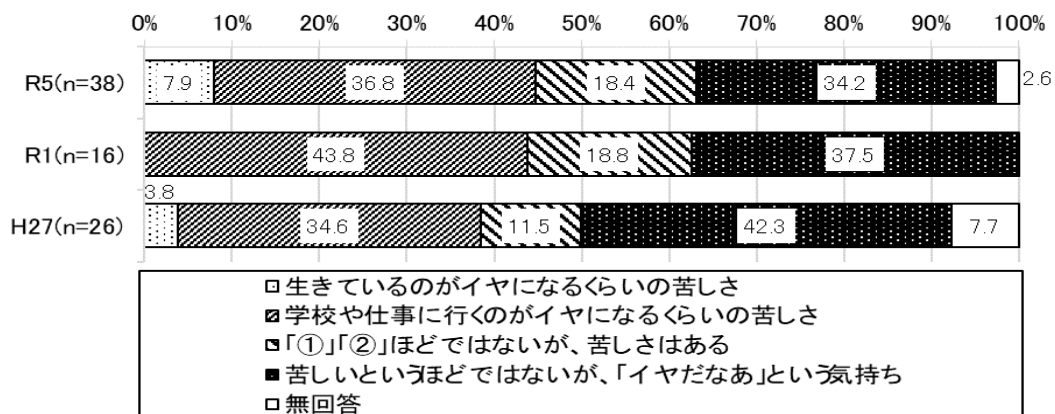
【推進施策4 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備】

令和5年度に実施したアンケート調査では「いじめを受けたことがある」子どもが全体の10.3%となり、前回調査時よりも増加している結果となりました。学校種別と性別で分類すると、いじめを受けたことがあると回答した割合が最も高かったのは、女子中学生で14.9%でした。また「いじめを受けたときの苦しさはどの程度か」という設問に「生きているのがイヤになるくらいの苦しさ」と回答した人は、前回0%だったところが7.9%と増加しました。今まで以上にいじめについて、質的・量的な改善が求められます。

子ども: いじめを受けたことがあるか/いじめたことがあるか



子ども: いじめを受けたときの苦しさはどの程度か



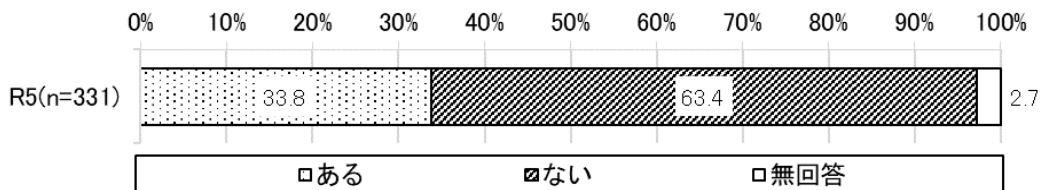
【推進施策 5 子どもの貧困状況の把握と施策の推進】

令和5年度に行ったアンケート調査では、ヤングケアラーについての設問を追加しました。その中で「ヤングケアラーという言葉聞いたことがあるか」という設問で「ある」と答えた子どもは33.8%で、おとなは77.6%でした。子どもの結果について学校種別にみると高校生のおよそ半分以上がヤングケアラーという言葉聞いたことがあると回答しており、年齢が上がるにつれて認知度が高くなっているという結果になりました。そして自身がヤングケアラーにあてはまるかどうかについて「あてはまらない」と答えた子どもは85.8%でした。子どもらしく生きる権利を回復するために、周りのおとなが気づけるような環境として、既に多治見市で取り組んでいる「子ども食堂」「学習支援」があります。子どもの未来を応援する事業の場が子どもの居場所としても、より機能することが求められます。

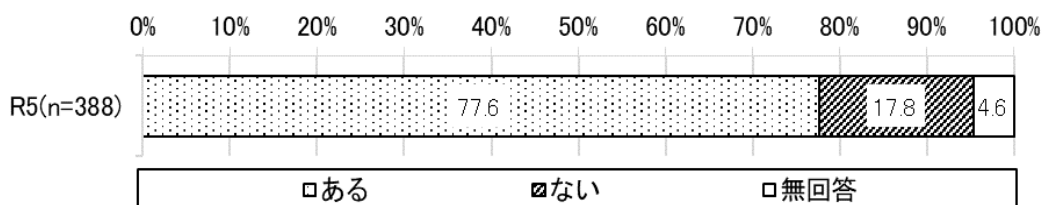
～ヤングケアラーとは～

本来おとなが担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる18歳未満の子どもを一般的に「ヤングケアラー」と呼んでいます。

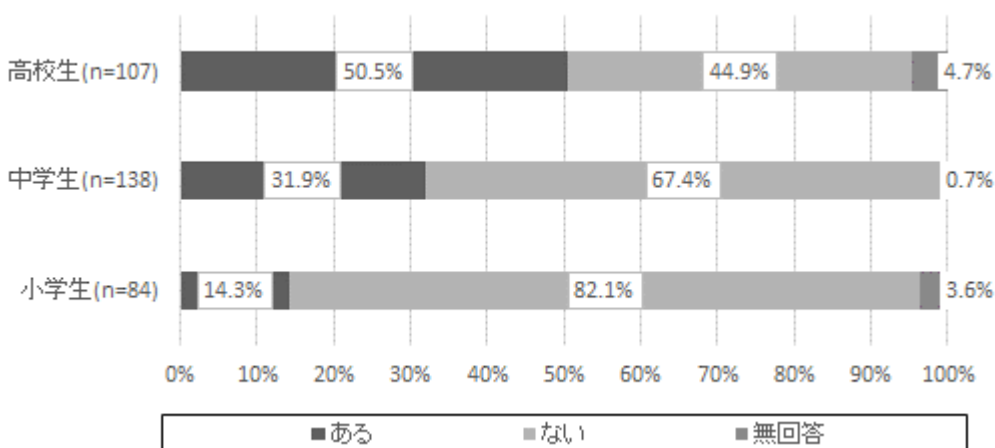
子ども:「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか ※令和5年度アンケートより設置



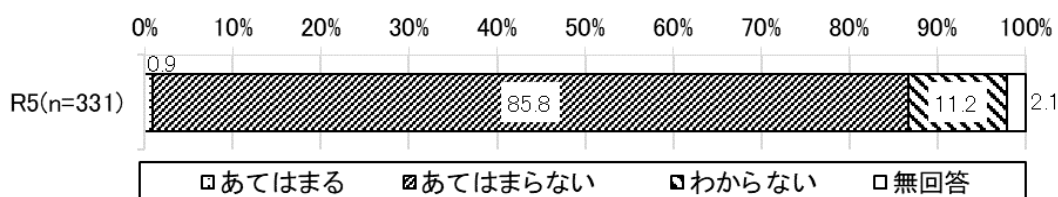
おとな:「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか



子ども:学校種別



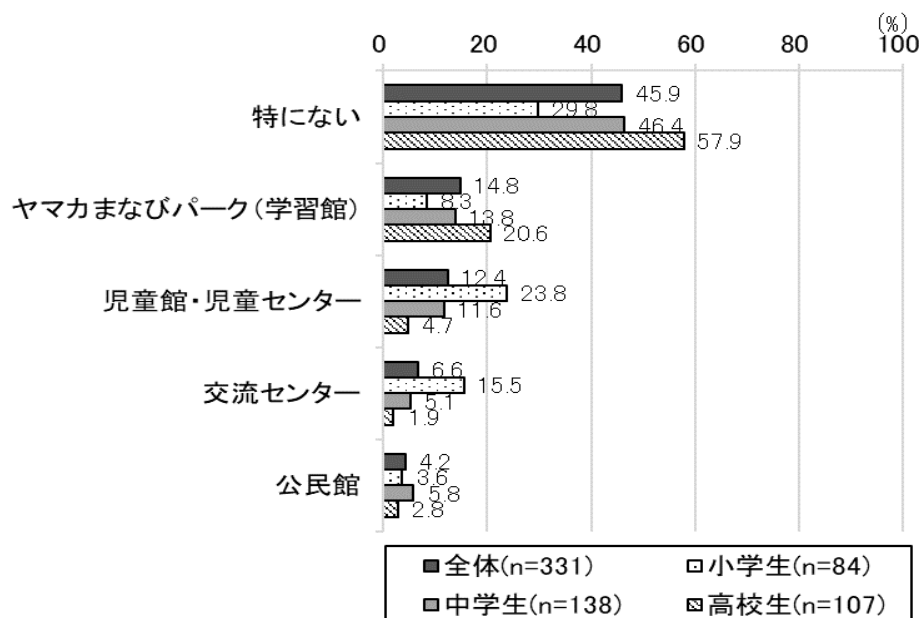
子ども: 自身はヤングケアラーにあてはまるかどうか



基本目標Ⅱ 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

【推進施策6 居場所づくりの促進】

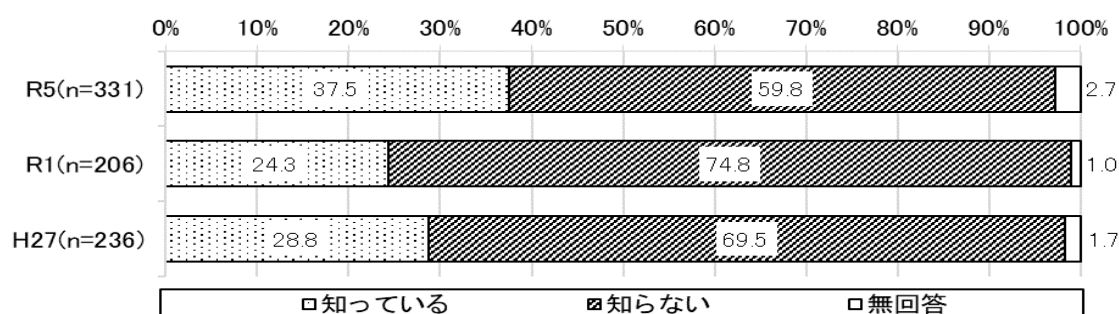
令和5年度のアンケートの中では、多治見市の施設のうち、一番よく利用している施設として、学習館などがあげられています。子どもが自らの居場所を見つけ、社会とつながり、安心できる場を確保することは、継続して必要です。児童館・公民館においても地域の住民と連携して、子どもが安心できる場の充実が求められます。



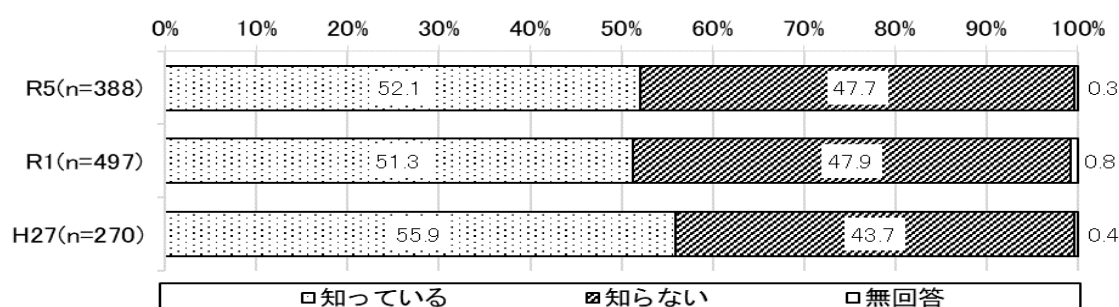
【推進施策7 たじみ子ども会議の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進】

子どものための権利条例であるにもかかわらず、子ども自身の認識が薄く、令和5年度のアンケート調査においても子どもの認知度は37.5%、おとなの認知度は52.1%でした。前回結果と比べると数値は上昇しているものの認知度があまり高いとは言えません。市の事業のうち、最も認知度が高かったのは「たじみ子ども会議」です。たじみ子ども会議を活性化することで、意見の表明から市政へ反映されるまでの、仕組みの充実や情報提供などの取り組みが必要です。さらに意見表明をすることで、自己肯定感、自己有用感といったような達成感を得られるような経験が求められます。また、おとなへと成長する過程で多治見市への関心を深めてもらうことも必要です。

子ども:「多治見市子どもの権利に関する条例」があることを知っているか



おとな:「多治見市子どもの権利に関する条例」があることを知っているか



【たじみ子ども会議について】

「たじみ子ども会議」は「多治見市子どもの権利に関する条例」において「子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加する」場として定められ、毎年1回開催しています。毎年子どもスタッフの提案したテーマについて自由に意見を出し合い、最終的には子ども会議で出た意見を意見書としてまとめ、市長に提出しています。

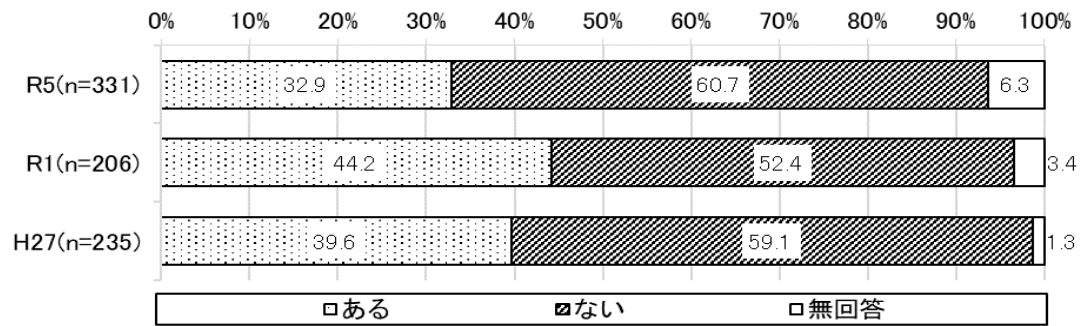
【たじみ子ども会議☆子どもスタッフについて】

たじみ子ども会議を企画・運営するためのスタッフを務める子どもたちのこと。年1回開催するたじみ子ども会議に向け、毎月子どもスタッフ会議を開催しています。

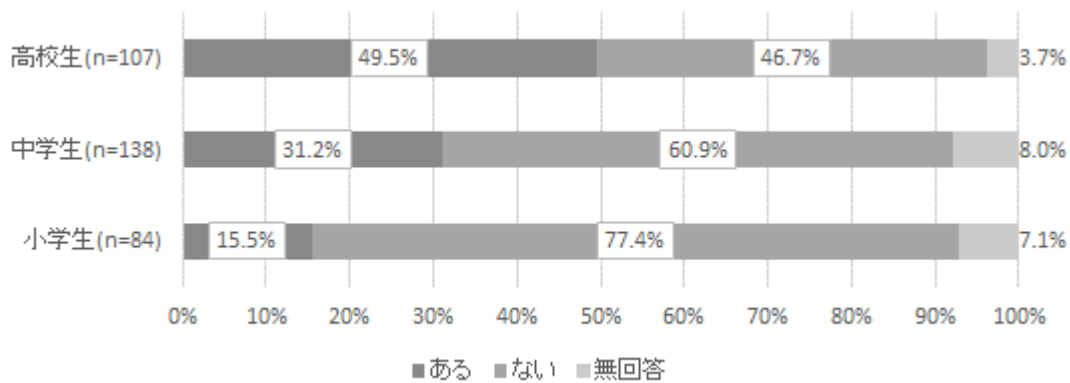
【推進施策8 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進】

令和5年度に実施したアンケート調査において「学校生活で意見を聞いてほしいと思うことがある」と回答した子どもの割合は全体の32.9%であり、前回調査時より下回っていました。しかし、学校生活のなかでもっと意見を聞いてほしいと思うことが「ある」と回答した子どもは小学生、中学生、高校生と年齢が上がるごとに増加しています。その中でも、子どもが学校生活の中でもっと意見を聞いてほしいと思う内容は「校則（自分たちの学校のルール）の内容」が最も高い結果となり、小学生38.5%、中学生62.8%、高校生75.5%でした。学校は子どもたちが多くの時間を過ごす日常生活の場であり、社会におけるルールやマナーを模範的に学ぶ場でもあります。このような役割をもつ学校において、今の時代に即した対応とは何かを聞き取るなど、子どもたちの意見表明の機会を設け、個人の主体性を育むとともに、能動的なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援することも求められます。

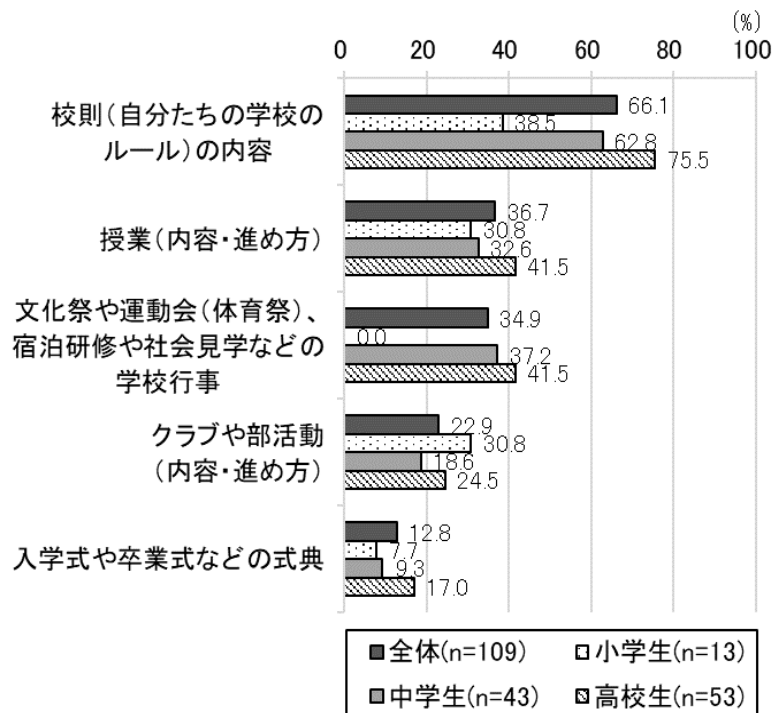
子ども: 学校生活の中でもっと意見を聞いてほしいと思うことはあるか



子ども: 学校種別



子ども: 学校生活の中でもっと意見を聞いてほしいと思うことは何か



【推進施策9 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進】

児童館・交流センターなど、子どもの集まる施設の運営には、子どもの主体的な意見が必要不可欠です。子どもに関わる情報の収集と発信に加え、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援するための環境整備が必要です。

【推進施策10 地域における子どもの意見表明・参加の促進】

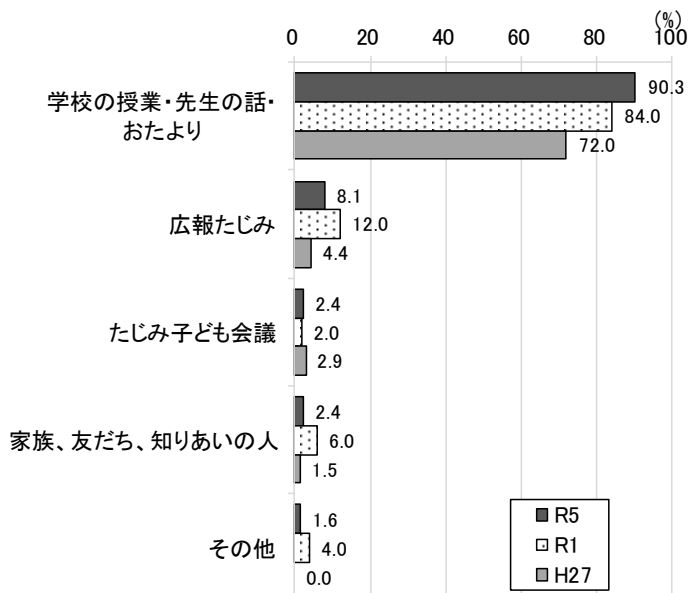
多治見市では、青少年健全育成と住みよいまちづくりを推進するため「多治見市まちづくり市民会議」を組織しています。地域のイベントなどを通し、子どもたちが楽しくのびのびと過ごすことができるよう、様々な体験の機会や子どもたちが自分の考えを発表する場を提供することが求められます。

基本目標Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

【推進施策11 命と人権を尊重する教育の推進】

市内ではそれぞれの学校で子どもの権利学習に取り組み、毎年11月20日の「たじみ子どもの権利の日」前後には子どもの権利に関する授業を実施しています。「たのしくくらすこと」や「自分を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」が子どもの権利と少しずつ結びつき、アンケート調査では、多治見市に子どもの権利に関する条例があることを「知っている」と回答した子どもの割合は37.5%と、徐々に上昇しています。子どもの権利に関する条例があることを知っている子どものうち、条例を知った媒体は「学校の授業・先生の話」という回答が最も多く、90.3%の子どもが学校での取り組みを契機に子どもの権利条例について認知しています。教育現場を通し、人権意識を育成することが継続して求められます。

子ども:子どもの権利に関する条例を知った媒体は何か



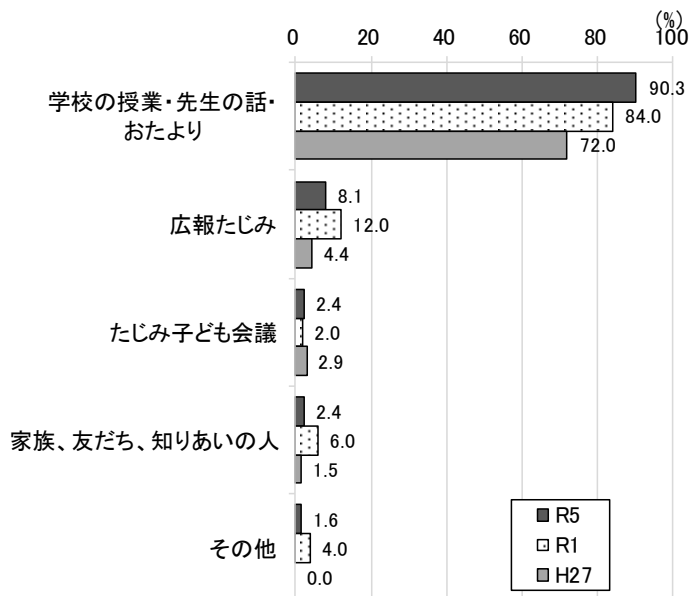
【推進施策 12 子どもの権利学習の研究・教材開発】

子どもの権利について効果的な啓発を実施し、多くの子どもの意識に残すためにも、学習方法や情報発信方法の研究が大切です。自分の命が尊い、自分の周りの人の命も尊いと実感する経験を通して、自分自身を大切にし、権利行使の主体として育つための学習機会となるよう、授業において子どもの権利を理解するための教材開発等が必要と言えます。

【推進施策 13 子ども施設職員に対しての研修・研究などの支援】

子どもと向き合う各施設の職員が子どもの権利に関する理解を深めることは、とても大切です。子どもの権利に関する理解があり、権利意識の高い子ども施設職員を通じて、施設を利用する子どもや保護者などおとなの意識が向上することも期待できます。市が行っている子どもの権利に関する施策、具体的な取り組みについての情報を提供し、周知を図ることも必要です。

おとな:子どもの権利に関する条例を知った媒体は何か



【推進施策 14 保護者に対しての普及啓発などの支援】

おとなの子どもの権利に関する条例の認知度については全体の52.1%で、ほぼ横ばいの結果となっています。子どもの権利を保障するためには、子どもたちだけでなく、保護者などのおとなが子どもの権利についての理解を深める機会を持つことが大切です。子どもとおとなが一緒になって命の尊さを学び、そこから人権意識の育成につなげられるよう、市の主催するセミナーなど多様な学習機会の場を継続して提供していく必要があります。

【推進施策 15 地域のおとなに対しての普及啓発などの支援】

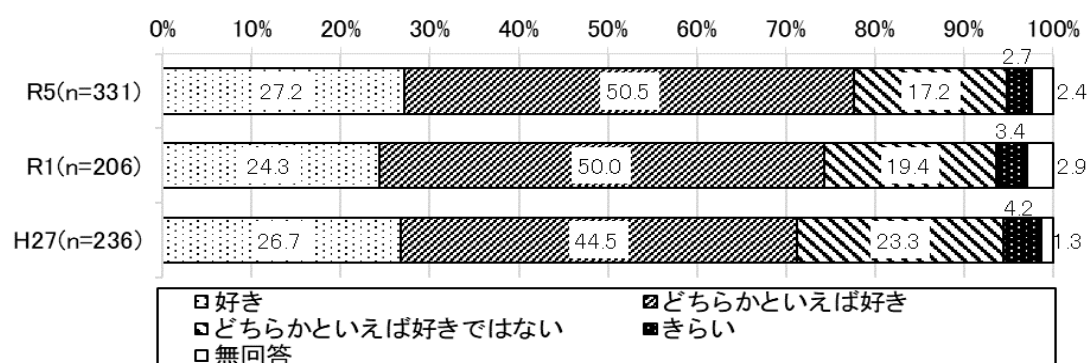
子どもが日々の生活経験をとおして権利を実感できるようにするためには、身近な養育者だけでなく、地域のおとななども含めた広い範囲で、子どもの権利内容と実践方法を学ぶ必要があります。近年、児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあります。地域のおとなが、子どもの権利について理解を深めることで、子どもの最善の利益や安全を優先し、周囲の子どもに虐待を受けている様子がないか等のアンテナを張ることが、虐待・体罰等の予防につながります。

【子どもの自己肯定感について】

令和5年度アンケート調査結果によると、自己肯定感の基本的要素である「自分のことが好きか」という項目について、「好き」「どちらかといえば好き」と回答する子どもは77.7%で、第3次推進計画における目標を概ね達成できたと言えます。そして「どちらかといえば好きではない」「きらい」を合わせた回答は19.9%でした。

学校種別では、「好き」と回答する子どもの割合は、小学生で最も高く、中学生、高校生は概ね横ばいの結果となりました。男女・学校種別では男子小学生で42.9%と高く、女子中学生が最も低く19.4%となっています。「どちらかといえば好き」と回答する子どもを合わせた場合では、男子小学生で85.8%と高く、女子高校生で64.2%と最も低くなっています。また、自分のことが「きらい」と回答する子どもの割合は、女子高校生で最も高く7.5%となっています。

子ども: 自分のことが好きか



子ども: 学校種別

